

新潟県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第25号

新潟県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県立職業能力開発校規則（昭和47年新潟県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下この条において「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下この条において「移動別記様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下この条において「移動後別記様式」という。）が存在する場合には当該移動別記様式を当該移動後別記様式とし、移動別記様式に対応する移動後別記様式が存在しない場合には当該移動別記様式を削り、移動後別記様式に対応する移動別記様式が存在しない場合には当該移動後別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示、削除条等及び別記様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示、追加条等並びに別記様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(入校手続)</p> <p><b>第6条</b> 普通課程の普通職業訓練を受けるため入校しようとする者 <u>(次項に規定する者を除く。)</u>は、入校願書（別記第1号様式）を校長に提出しなければならない。</p> <p><u>2 普通課程の普通職業訓練のうち第7条の2第1項において知事が認める者に委託するもの（以下この章において「委託訓練」という。）を受けるため入校しようとする者は、入校申込書（別記第2号様式）を校長に提出しなければならない。</u></p> <p>(入校の許可)</p> <p><b>第7条</b> 校長は、前条に規定する入校願書又は入校申込書を提出した者について選考を行い、入校を許可するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(訓練の委託)</p> <p><b>第7条の2</b> 校長は、第4条に規定する訓練科のうち、<u>能力開発校において行うことが困難又は不相当であるもの</u>の実施を、当該職業訓練を的確に実施することができる能力を有すると知事が認める者に委託することができる。</p> <p><u>2 校長は、前項の規定により委託を実施したときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。</u></p>	<p>(入校手続)</p> <p><b>第6条</b> 普通課程の普通職業訓練を受けるため入校しようとする者は、入校願書（別記第1号様式）を校長に提出しなければならない。</p> <p>(入校の許可)</p> <p><b>第7条</b> 校長は、前条に規定する入校願書を提出した者について選考を行い、入校を許可するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

(誓約)

**第8条** 第7条第1項の規定により入校を許可された者は、入校日までに、成人で県内に居住する保証人が連署した誓約書(別記第3号様式)を校長に提出しなければならない。

(訓練を行わない日等)

**第14条** 訓練(委託訓練を除く。第16条において同じ。)を行わない日及び期間は、次のとおりとする。  
(1)～(6) (略)

(自己の都合による退校)

**第18条** 訓練生は、病気その他やむを得ない理由により退校しようとするときは、退校願(別記第4号様式)を提出し、校長の承認を受けなければならない。

(褒賞)

**第20条** 校長は、訓練生(委託訓練を受けている者を除く。第23条において同じ。)のうち、在校中品行方正、成績優秀な者、又は他の訓練生の模範となる行為のあつた者を褒賞することができる。

(入校手続)

**第29条** 短期課程の普通職業訓練を受けるため入校しようとする者(次項に規定する者を除く。)は、入校申込書(別記第2号様式)を校長に提出しなければならない。

2 (略)

(準用)

**第33条** 第8条、第9条、第13条、第14条から第21条まで及び第22条から第26条までの規定は、第29条第1項に規定する短期課程の普通職業訓練(次項に規定するものを除く。)について準用する。ただし、第8条の誓約書における保証人の連署については、入校する者が成人である場合には、省略することができる。

2 第8条、第9条、第13条、第15条、第17条から第19条まで、第21条、第22条及び第24条から第26条までの規定は、第29条第1項に規定する短期課程の普通職業訓練(第31条第1項において知事が認める者に委託する訓練に限る。)について準用する。ただし、第8条の誓約書における保証人の連署については、入校する者が成人である場合には、

(誓約)

**第8条** 前条第1項の規定により入校を許可された者は、入校日までに、成人で県内に居住する保証人が連署した誓約書(別記第2号様式)を校長に提出しなければならない。

(訓練を行わない日等)

**第14条** 訓練を行わない日及び期間は、次のとおりとする。  
(1)～(6) (略)

(自己の都合による退校)

**第18条** 訓練生は、病気その他やむを得ない理由により退校しようとするときは、退校願(別記第3号様式)を提出し、校長の承認を受けなければならない。

(ほう賞)

**第20条** 校長は、在校中品行方正、成績優秀な者、又は他の訓練生の模範となる行為のあつた者をほう賞することができる。

(入校手続)

**第29条** 短期課程の普通職業訓練を受けるため入校しようとする者(次項及び第3項に規定する者を除く。)は、入校申込書(別記第4号様式)を校長に提出しなければならない。

2 短期課程の普通職業訓練のうち学校教育法(昭和22年法律第26号)による中学校を新たに卒業した者を対象とするものを受けるため入校しようとする者は、入校願書(別記第1号様式)を校長に提出しなければならない。

3 (略)

(準用)

**第33条** 第8条、第9条、第13条、第14条から第21条まで及び第22条から第26条までの規定は、第29条第1項及び第2項に規定する短期課程の普通職業訓練(次項に規定するものを除く。)について準用する。

2 第8条、第9条、第13条、第15条、第17条から第19条まで、第21条、第22条及び第24条から第26条までの規定は、第29条第1項に規定する短期課程の普通職業訓練(第31条第1項において知事が認める者に委託する訓練に限る。)について準用する。

省略することができる。

3 第9条、第17条から第19条まで、第21条、第22条及び第24条から第26条までの規定は、第29条第2項に規定する短期課程の普通職業訓練について準用する。

(準用)

**第37条** 第9条、第17条、第18条、第21条、第22条、第24条から第26条まで、第28条、第29条第2項及び第30条の規定は、セミナーについて準用する。

(寄宿料)

**第43条** 条例第18条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新潟県立新潟テクノスクール寄宿舎 3,550  
円  
(2) 新潟県立魚沼テクノスクール寄宿舎 2,200  
円

別記

第1号様式 (第6条関係)

入校願書

(略)

(略)

第2号様式 (第6条、第29条関係)

入校申込書

(略)

(略)

第4号様式 (第18条、第33条関係)

退校願

年 月 日

新潟県立 テクノスクール校長 様

訓練科

本人氏名 ㊟

保証人氏名 ㊟

私は、下記の理由により退校したいので、願

3 第9条、第17条から第19条まで、第21条、第22条及び第24条から第26条までの規定は、第29条第3項に規定する短期課程の普通職業訓練について準用する。

(準用)

**第37条** 第9条、第17条、第18条、第21条、第22条、第24条から第26条まで、第28条、第29条第3項及び第30条の規定は、セミナーについて準用する。

(寄宿料)

**第43条** 条例第18条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新潟県立新潟テクノスクール寄宿舎 3,450  
円  
(2) 新潟県立魚沼テクノスクール寄宿舎 2,140  
円

別記

第1号様式 (第6条、第29条関係)

入校願書

(略)

(略)

本人氏名

第2号様式 (第8条、第33条関係)

誓約書

(略)

第3号様式 (第18条、第33条関係)

退校願

(略)

第4号様式 (第29条関係)

入校申込書

(略)

本人氏名

貴校の訓練生として入校したいので、申し込み  
ます。

(略)

<p>出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>理由</p> <p><b>第5号様式</b>（第29条、第37条関係） 在職者訓練受講申込書</p> <p>（略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>〒 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 15px;"></span> 電話番号（ ） -</p> <p><span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 15px;"></span> 電話番号（ ） -</p> <p style="text-align: center;"><b>職務内容</b></p> </div> <p>注 1 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p><b>第5号様式</b>（第29条、第37条関係） 在職者訓練受講申込書</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: right;">本人氏名</p> <p><u>貴校の実施する下記の訓練を受講したいので、 申し込みます。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（略）</p> <p>郵便番号（ ）</p> <p>電話番号（ ）</p> <p>電話番号（ ）</p> <p style="text-align: center;"><b>職名</b></p> </div> <p>注 1 （略）</p> <p>2 <u>職名の欄には技能員、班長、組長、係長 等と記入してください。</u></p> <p>3 （略）</p>
--	--

**第2条** 新潟県立職業能力開発校規則の一部を次のように改正する。

別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

**第3号様式**（第8条、第33条関係）

誓 約 書

年 月 日

新潟県立 テクノスクール校長 様

このたび貴校 科の訓練生として入校の決定を受けましたが、ついては、新潟県立職業能力開発校規則及びこれに基づく諸規程を固く守り、訓練を受けることを誓います。

本人 住所  
氏名 ⑩

在校中本人の一身上に生じた事件については、保証人において引き受け、処理いたします。

保証人 住所  
氏名 ⑩  
本人との関係

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第43条の規定は、この規則の施行の日以後における寄宿に係る寄宿料について適用し、同日前の寄宿に係る寄宿料については、なお従前の例による。